

# 宮城県公報

行  
県  
(総務部私学文書課)  
宮(宮城県仙台市青葉区  
宮本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○認証食品の認証

(食産業振興課)

一

○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売扱代金の徴収事務の委託

(教育庁高校教育課)  
(北部地方振興事務所)

一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(建築宅地課)

二

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(教育庁高校教育課)

一

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

(建築宅地課)

三

○七ヶ浜海岸花渕浜事件裁決手続開始決定

(建築宅地課)

二

○選挙管理委員会

(建築宅地課)

三

○宮城県告示第五百三十五号  
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

(建築宅地課)

二

平成二十八年六月三日

告示

宮城県知事 村井嘉浩

三

一 認証食品

番号
品目
又申請者は氏 称名
又製造者は業者 の名称
又製造は屋号
製造所等の所在地

平成二十八年五月二十二日

今野建司

平成二十八年五月二十二日

理事

一 就任した者

宮城県北部地方振興事務所  
所長 高橋平勝

就任年月日 氏名 住 所

平成二十八年五月二十二日 氏家敏

理 事

平成二十八年五月二十二日 後上孝行

大柳正彦

理 事

平成二十八年五月二十二日 大崎市田尻沼部字百塚五十番地

遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地

役職名

百一	ジャム類	富谷町ブルーベリー	富谷町ブルーベリー
横田善悦	組合長	生産組合	黒川郡富谷町明石字二反目三
十二番地一			

二 認証年月日

平成二十八年五月三十日

○宮城県告示第五百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやき総合畜産市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年六月三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号  
柴田郡柴田町西船迫二丁目十番地の三全国農業協同組合連合会宮城県本部  
みやき仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月三日

公告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月三日

一 工事を完了した開発区域（工団）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村井嘉浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字新川前二十六番地  
ハイツ有明三〇六  
木村 椎人  
アーバン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村井嘉浩  
柴田郡柴田町船岡中央二丁目四番百三十六、四  
番二百五の各一部（第三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） — 柴田町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村井嘉浩  
名取市愛島笠島字上平百二番一、百三番一  
岩沼市桜五丁目九番七号  
猪股昌俊

## 選挙管理委員会

### ○宮選管告示第六十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三日

#### 宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

#### 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

第一条 宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の三」を「第四十八条の四」に、

「第四十八条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）」を

「第四十八条の三（期日前投票所の投票箱の保管）」を

「第四十八条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）」を

「第四十八条の三（期日前投票所の投票箱の保管）」を

「第四十八条の四（期日前投票所の投票箱の保管）」を

「第四十八条の三（期日前投票における関係規定の適用の特例）」を

「第四十八条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）」を

「第四十八条の三（期日前投票所の投票箱の保管）」を

「第四十八条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）」を

「第四十八条の三（期日前投票所の投票箱の保管）」を

〔三〕 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円以内 に改める。

〔四〕 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円以内 に改める。

第二条 宮城県公職選挙執行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十八条の三」に、

「第四十八条（繰延投票の事由発生届等）」を

附 則

この告示中、第一条の規定は、平成二十八年六月三日から、第二条の規定は、平成二十八年六月十九日から施行する。

第二項の規定は、共通投票所について準用する。

## 収用委員会

### ○宮城県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

別表第四選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の項第四号中の

平成二十八年六月三日

一 起業者の名称 宮城県

二 事業の種類 花渕浜地区海岸改修工事（宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字表浜二地先海浜地から同

町花渕浜字浜沼地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字表浜一

四三番	地 番		地 目	地 積（平方メートル）
	公簿	現況		
保安林			公簿	実測
保安林	一、六二五		一、四九九・五八	五九八・六五

取用しようとする土地の面積（平方メートル）

四 土地所有者の氏名及び住所  
土地所有者不明

ただし、登記名義人 亡遠藤甚藏 法定相続人 別冊のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

高山開発合資会社

宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字高山無番地N<sup>o</sup>. 36

ただし、土地登記簿上の住所 仙台市東二番町一三五番地  
権利の種類 地上権

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十八年五月二十三日